

一般的事項の例示

令和6年10月11日 公表

No	該当文書及び項目番号等	質問	回答
1	市有地売却（大堀一丁目25番3）に係る公募型プロポーザル実施要項P.1	公募型プロポーザル方式とは何か。一般競争入札との違いはあるのか。	公募型プロポーザル方式は、提案内容のプレゼンテーション及びヒアリング審査（提案買取金額での競争もあり）の結果、最も優れた提案を行った者を売却先として決定するものです。 一方で、一般競争入札は一般的に入札金額に応じて落札者を決定するものであり、それぞれ選定方式に違いがあります。 今回の土地売却は公募型プロポーザル方式を採用いたしました。
2	市有地売却（大堀一丁目25番3）に係る公募型プロポーザル実施要項P.20	公募型プロポーザルに参加したいがどのようにすればよいか。	市有地売却（大堀一丁目25番3）に係る公募型プロポーザル実施要項P.20 10.参加申込み及び応募書類の提出のとおり。
3	市有地売却（大堀一丁目25番3）に係る公募型プロポーザル実施要項P.20	応募書類はどのように提出すればよいか。	市有地売却（大堀一丁目25番3）に係る公募型プロポーザル実施要項P.20 10.参加申込み及び応募書類の提出のとおり。
4	市有地売却（大堀一丁目25番3）に係る公募型プロポーザル実施要項P.3 他	敷地内の工作物及び立木等の撤去は、市でしてくれるのか。また、仮に地下に埋設物がある場合は、市で撤去してくれるのか。	本物件は、残置物を含め、すべて現状有姿による引き渡しとなります。敷地内の工作物及び立木等の撤去費用・廃棄費用については買受人の負担となります。 また、本物件の地盤・地下埋設物・土壌汚染等の調査は実施しておりません。買受人が任意に実施する調査測定及び除去等の実施に係る費用等について、富津市は負担しません。仮に地盤・地下埋設物・土壌汚染等で契約不適合があった場合も、市に対し目的物の修補の請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約解除、その他一切の請求をすることができません。
5	—	市有地内に建築物が建っていたことはあるのか。また、建築物が建っていた際の建物の構造等がわかるものはあるか。	本物件は、当初、田であったが地元の区画整理組合によって整理され、換地処分によってできた土地です。換地後、企業の寮や資材置き場として使用されていたようですが、建物の構造等が正式にわかる資料は市では持ち合わせておりません。
6	市有地売却（大堀一丁目25番3）に係る公募型プロポーザル実施要項P.3 他	応募書類を提出する前に市有地の地盤調査等を行うことは出来るか。	どのような調査をするのか事前に市と協議を行い、事業者の費用負担であれば、事前調査を行うことができます。
7	市有地売却（大堀一丁目25番3）に係る公募型プロポーザル実施要項（様式集）【様式2】他	複数社で応募は可能か。	複数の事業者が共同で参加することは認めています。【市有地売却（大堀一丁目25番3）に係る公募型プロポーザル実施要項P.15 4（2）参照】 なお、【別紙1】様式集に「共同事業体応募用」の様式がございますので、お間違えの無いようお願いいたします。また、共同事業体応募用と書かれていないものに関してもそれぞれの注意事項をよく読み提出してください。